村上市監查委員公表第3号

令和3年度

村上市三面財産区定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期 監査を実施したので、同条第9項の規定により公表し ます。

令和4年2月25日

村上市監査委員

小 田 健 司

渡 辺 昌

令和3年度 村上市三面財産区定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、村上市三面財産区について、定期監査を実施したので、報告します。

1 監査の期間

自 令和3年12月15日 至 令和4年 2月25日

2 監査場所

村上市役所 監查委員室

3 監査方法

令和2年12月1日から令和3年11月30日までの 業務を監査の対象とした。その中から議会開催について 関係書類を提出させ、事務事業の執行状況や財務処理が 適正かつ効率的に行われているかを聴取の上、監査を実 施した。

4 監査の結果

今年度は、境界線確認に向けて一部使用地の現地視察 を実施したが、境界線の確認までは実施出来ていない状 況である。

今後は、境界線確認等の現地調査を行い、適切な維持・ 管理を図っていただきたい。